

茅ヶ崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

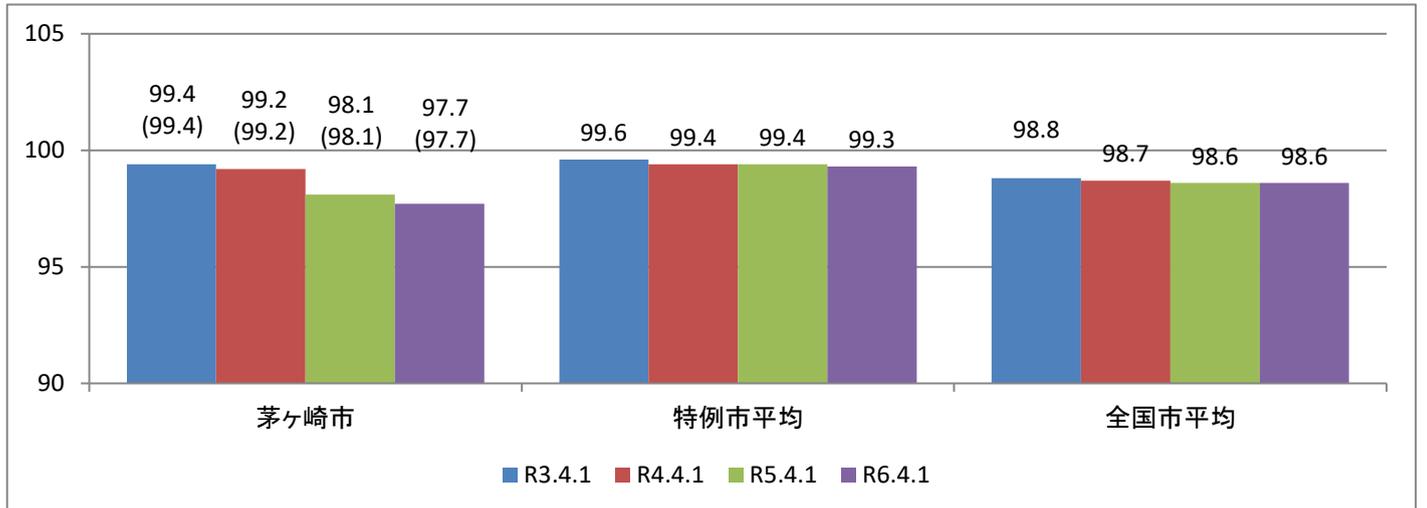
区分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	247,785	87,242,624	6,479,134	14,746,512	16.9	17.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)特例市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	1,639	5,791,035	2,026,542	2,614,682	10,432,259	6,365	6,440

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 特例市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	給与改定率	(参考)国の改定率
令和6年度	3.09%	3.00%

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	年間支給月数	(参考)国の改定率
令和6年度	4.6月	4.6月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.84%引下げ。人材確保への影響を考慮し、1級及び2級の初任給に係る号給は据え置き、50歳代後半層の職員が多く在職する号給を最大2.97%引き下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。(平成28年3月31日まで)他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 医療職(1)以外については、国基準10%に対し、茅ヶ崎市においても10%を支給。医療職(1)については、国基準16%に対し、茅ヶ崎市においても16%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。医療職(1)以外については、平成27年度10.5%、平成28年度から12%、平成30年度から10%を支給。医療職(1)については、平成27年度15.5%、平成28年度から16%を支給。

		平成26年度	平成27年度の支給割合		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		の支給割合	4月1日時点	遡及改訂後	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合
医療職(1)以外	国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	茅ヶ崎市の支給割合	10%	10%	10.5%	12%	12%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
医療職(1)	国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
	茅ヶ崎市の支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
茅ヶ崎市	41.6 歳	318,173 円	436,709 円	387,272 円
神奈川県	42.8 歳	323,335 円	423,674 円	383,367 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	— 円
特例市	42.1 歳	321,300 円	414,930 円	371,283 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
茅ヶ崎市	47.4歳	189人	309,732円	379,056円	362,557円	—	—	—	—
うち清掃職員	46.2歳	80人	305,996円	391,278円	361,816円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.2
うち学校給食員	47.6歳	59人	291,383円	340,810円	336,650円	飲食物調理従事者	44.7歳	261,900円	1.3
うち自動車運転手	57.0歳	7人	348,200円	425,128円	409,500円	乗用自動車運転者	59.6歳	251,000円	1.7
神奈川県	52.3歳	252人	297,537円	356,224円	343,449円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—	—	—	—	—
特例市	51.8歳	109人	321,861円	385,283円	359,440円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
茅ヶ崎市	—	—	—
うち清掃職員	5,942,213円	4,376,300円	1.4
うち学校給食員	5,466,543円	3,438,100円	1.6
うち自動車運転手	6,972,869円	3,307,700円	2.1

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3～令和5年の3ヶ年平均)
- 2 技能労働職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
茅ヶ崎市	38.9 歳	316,908 円	412,734 円	390,983 円
神奈川県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
特例市	39.6 歳	320,266 円	422,855 円	375,937 円

④薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茅ヶ崎市	40.2 歳	296,571 円	387,934 円	343,647 円
神奈川県	—	—	—	—
国	46.9 歳	318,618 円	362,560 円	—
特例市	—	—	—	—

⑤看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茅ヶ崎市	37.6 歳	284,250 円	385,494 円	334,708 円
神奈川県	—	—	—	—
国	48.1 歳	325,124 円	365,921 円	—
特例市	38.8 歳	307,861 円	403,478 円	338,733 円

(注) 1 平均給料月額とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、平均給与月額(国ベース)は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		茅ヶ崎市	神奈川県	国		
一般行政職	大学卒	226,700 円	202,400 円	一般職 196,200 円		
	高校卒	201,000 円	166,600 円	166,600 円		
技能労務職	高校卒	202,000 円	169,000 円	— 円		
	中学卒	202,000 円	159,500 円	— 円		
消防職	大学卒	231,100 円	—	— 円		
	高校卒	207,400 円	—	— 円		
医師・歯科医師職	医大卒	341,500 円	—	— 円		
医療技術職	薬剤師	大学6卒	251,500 円	—	— 円	
		大学卒	241,800 円	—	— 円	
	診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	大学卒	234,800 円	—	— 円	
		短大3卒	231,200 円	—	— 円	
		栄養士	大学卒	234,800 円	—	— 円
			短大卒	225,800 円	—	— 円
看護・保健職 (行政職給料表適用)	大学卒	226,700 円	—	— 円		
看護・保健職	保健師・助産師	大学卒	269,200 円	—	— 円	
	看護師	大学卒	262,700 円	—	— 円	
		短大3卒	261,600 円	—	— 円	
		短大2卒	260,500 円	—	— 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,505 円	362,324 円	390,371 円	393,150 円
	高校卒	— 円	287,500 円	378,300 円	405,100 円
技能労務職		274,075 円	337,300 円	381,200 円	356,778 円
消防職	大学卒	277,867 円	370,817 円	384,700 円	403,400 円
	高校卒	252,000 円	331,700 円	364,000 円	388,963 円
医師・歯科医師職		418,100 円	497,850 円	526,800 円	555,167 円
薬剤師・医療技術職		264,500 円	350,050 円	368,000 円	394,483 円
看護・保健職		273,750 円	351,125 円	352,614 円	356,440 円

(「令和6年地方公務員給与実態調査」より)

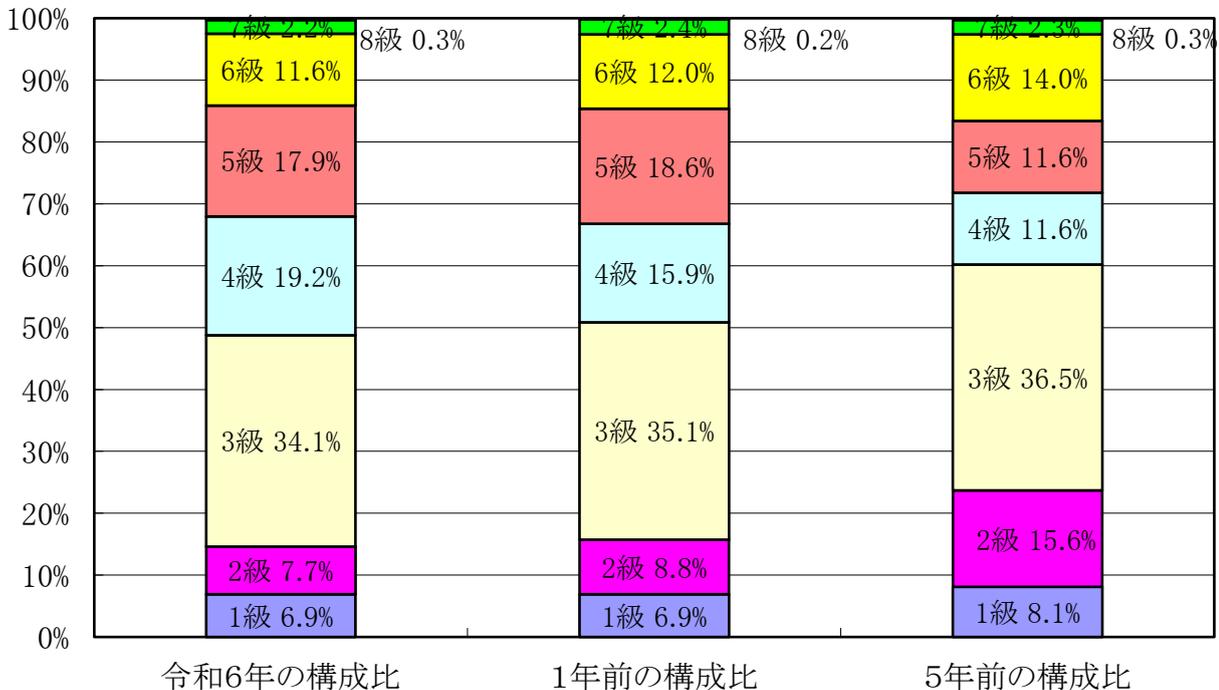
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

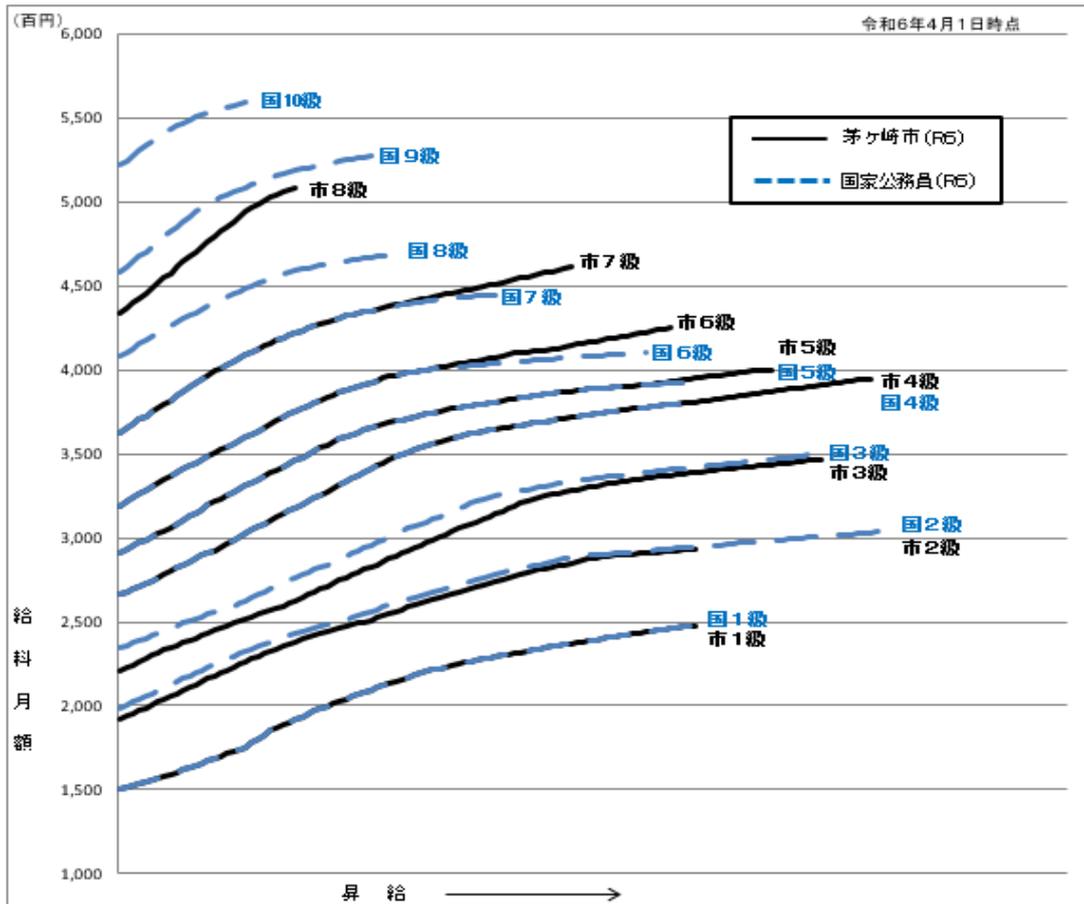
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
8級	理事	3 人	0.3 %	433,900 円	508,700 円
7級	部長・参事	21 人	2.2 %	362,900 円	461,100 円
6級	課長・主幹	109 人	11.6 %	319,200 円	425,000 円
5級	課長補佐	169 人	17.9 %	290,700 円	400,000 円
4級	担当主査・主査	181 人	19.2 %	266,000 円	394,700 円
3級	副主査・主任	322 人	34.1 %	220,400 円	346,800 円
2級	主事	73 人	7.7 %	191,900 円	293,400 円
1級	主事	65 人	6.9 %	150,100 円	247,600 円
合 計		943 人	100.0 %		

(注) 1 茅ヶ崎市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茅ヶ崎市		神奈川県		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,599 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,764 千円		—	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

茅ヶ崎市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	6,436 千円	23,140 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注) 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		672,118千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		375,695円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
茅ヶ崎市全域	10.0 %	2,343 人	10.0 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		24,930千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		72,053円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		19.3%	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	消防職員	10メートル以上の高所での消火又は救助の作業及び訓練	出動 1回 200円 訓練 1日 130円
	工事現場での監督、検査等の作業に従事する職員	10メートル以上の高所での作業	日額 200円
福祉業務手当	社会福祉主事	社会福祉業務の現業	月額 3,300円
建築確認等業務手当	職員(建築主事)	建築等の確認の申請に対する審査又は完了検査若しくは中間検査の申請に対する検査業務	月額 3,300円
毒劇物取扱作業等手当	職員(市立病院の職員を除く)	毒物等を使用する試験、毒物等の散布等の作業又は毒劇物の取締りに係る立入検査の業務	日額 280～350円
死体処理手当	職員	行旅死亡人等の処理作業	1件 2,000円
	消防職員	損傷の著しい死体の処理作業	
感染症業務手当	保健所の職員等	感染症の患者等に対する診療等の業務	日額 250円
		感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある場所又は物件の消毒作業	1回 350円
現場作業手当	自動車運転員	ごみの収集、運搬又は処分の作業	日額 100円
	職員	犬猫等の死体の処理作業	1件 250円
	学校の職員	便槽又は汚水管の修理及びしゅんせつ作業	1回 250円
救急等業務手当	消防職員	特別救助作業、応急救護作業、潜水救助作業	出動1回 150～510円 潜水救助訓練1日 250円
災害応急作業等手当	職員	河川の堤防、道路等に自然災害が発生、又は発生するおそれがある場合の巡回監視又は応急作業等	日額 710～2,160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	699,228千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	617,147円
支給実績(令和4年度決算)	758,058千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	757,301円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 満22歳の年度末までの子 11,300円 上記以外の扶養親族 7,800円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 5,500円	異なる	10,000円 6,500円 5,000円	219,851千円	280,781円
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合又は職員が借り受けた住宅に居住していて家賃を支払っている場合に支給 ア 自ら所有する住宅に居住する職員 16,300円 イ 借家又は借間に居住する職員 30,700円限度	異なる	国の制度では、借家・借間のみ支給する。上限28,000円。	268,552千円	239,779円
通勤手当	交通機関又は交通用具によって通勤する職員に支給 ア 交通機関利用者 実費相当額 イ 交通用具使用者 2,000～31,600円	異なる	55,000円を限度 2,000～31,600円	97,274千円	74,085円
管理職手当	管理職の職務に応じて支給(定額) 68,000円～105,000円	異なる	俸給の特別調整額 46,300～139,300円	167,180千円	903,674円
管理職員特別勤務手当	①管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給 1回 6,000～12,000円 *1 規則で定める勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額 *2 勤務に従事した時間が3時間30分未満である場合は、100分の50を乗じて得た額 ②管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日又は休日以外の日の午前0時から5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 1回 3,000～6,000円	異なる	6,000～18,000円 *2については規定なし	2,287千円	152,433円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	958,000円	(参考)特例市における最高/最低額	
	副市長	786,000円	1,137,000円	728,000円
	教育長	713,000円	925,000円	658,300円
	病院事業管理者	938,000円	—円	—円
			—円	—円
報酬	議長	577,000円	758,000円	531,000円
	副議長	499,000円	708,000円	466,000円
	常任委員長・ 運営委員長	473,000円	—円	—円
	議員	467,000円	664,000円	439,000円
手当地域	市長 副市長	10%		
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)		
		6月期	1.725月分	
		12月期	1.775月分	
	計	3.500月分		
副市長	(令和5年度支給割合)			
	6月期	1.775月分		
	12月期	1.825月分		
計	3.600月分			
教育長	(令和5年度支給割合)			
	6月期	1.775月分		
	12月期	1.825月分		
計	3.600月分			
議長 副議長 常任委員長 運営委員長 議員	(令和5年度支給割合)			
	6月期	1.78月分		
	12月期	1.83月分		
計	3.60月分			
退職手当	市長	(算定方式) 給与月額×在職年数×400/100	(1期の手当額) 15,328,000円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給与月額×在職年数×300/100	9,432,000円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

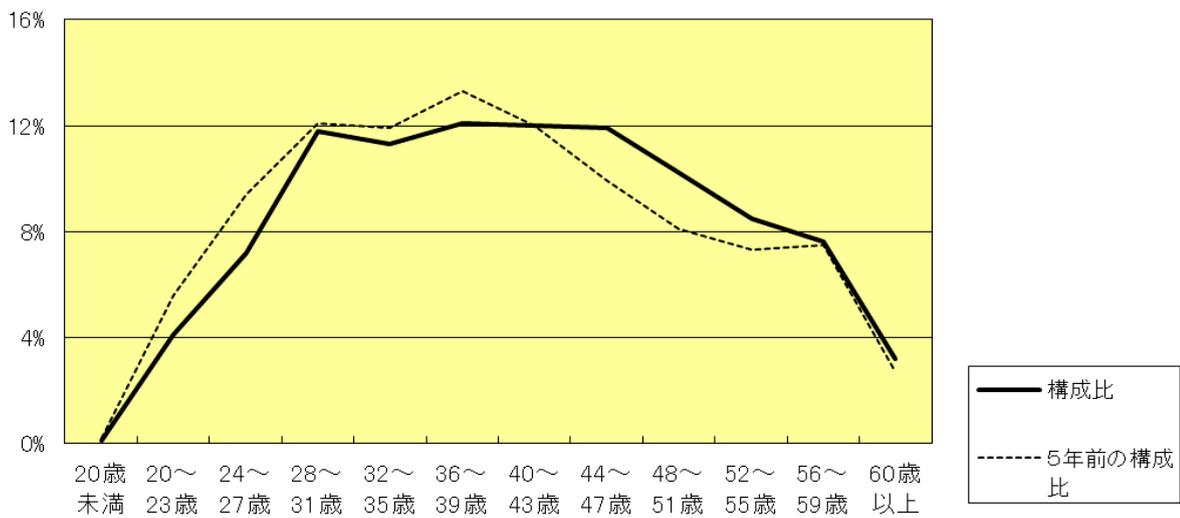
区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和5年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	12	14	▲ 2	職員定数の見直し
		総務	309	301	8	職員定数の見直し等
		税務	69	69	0	
		民生	306	295	11	低所得者支援体制強化のため等
		衛生	211	206	5	保健所整備事業のため等
		労働	3	4	▲ 1	職員定数の見直し
		農水	15	16	▲ 1	職員定数の見直し
		商工	17	17	0	
		土木	159	158	1	職員定数の見直し等
		計	1,101	1,080	21	<参考> 人口1万当たり職員数 44.43 人 (特例市の人口1万当たり職員数 47.35 人)
	教育部門	224	215	9	中学校給食準備のため等	
	消防部門	314	310	4	職員定数の見直し等	
	小 計	1,639	1,605	34	<参考> 人口1万当たり職員数 66.15 人 (特例市の人口1万当たり職員数 65.58 人)	
	公営 企業 会計 等部門	病 院	545	545	0	
下水道		29	27	2	職員定数の見直し	
その他		78	81	▲ 3	職員定数の見直し	
小 計		652	653	▲ 1		
合 計		2,291 [2,321]	2,258 [2,280]	33 [41]	<参考> 人口1万当たり職員数 92.46 人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 育児休業中の職員は職員定数には含まませんが、職員数には含んでいます。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	94人	164人	270人	260人	277人	276人	273人	233人	194人	175人	73人	2,291人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,062	1,079	1,057	1,060	1,080	1,101	39 (3.7%)
教育		210	214	210	212	215	224	14 (6.7%)
消防		255	256	258	314	310	314	59 (23.1%)
普通会計計		1,527	1,549	1,525	1,586	1,605	1,639	112 (7.3%)
公営企業等会計計		695	713	697	671	653	652	-43 (▲ 6.2%)
総合計		2,222	2,262	2,222	2,257	2,258	2,291	69 (3.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 13,253,907	千円 ▲ 386,317	千円 6,298,582	% 47.5	% 49.9

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 558	千円 2,395,989	千円 848,998	千円 940,120	千円 4,185,107	千円 7,500

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均給与月額
茅ヶ崎市病院事業(医師・歯科医師)	42.6 歳	471,338 円	1,070,842 円
茅ヶ崎市病院事業(薬剤師・医療技術職)	42.8 歳	323,628 円	421,016 円
茅ヶ崎市病院事業(看護師・保健職)	40.2 歳	304,228 円	424,555 円
茅ヶ崎市病院事業(事務職)	42.2 歳	313,072 円	453,838 円
市町村平均病院事業(医師)	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
市町村平均病院事業(看護師)	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
市町村平均病院事業(事務職)	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

- (注) 1 基本給とは、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
 2 平均給与月額には、期末勤勉手当等を含みます。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茅ヶ崎市病院事業		茅ヶ崎市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,880 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,531 千円	
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

茅ヶ崎市病院事業			茅ヶ崎市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	1,460 千円	13,885 千円	1人当たり平均支給額	6,436 千円	23,140 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注) 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		253,010千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		464,239円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
茅ヶ崎市(医師)	16.0 %	68 人	10.0 %
茅ヶ崎市(医師以外)	10.0 %	477 人	10.0 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		259,555千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		670,685円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		69.9%	
手当の種類(手当数)		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	市立病院の職員	10メートル以上の足場の不安定な個所での作業	日額 220円
死体処理手当	市立病院の職員	死体の解剖作業	1件 2,000円
		死体の縫合又は清拭の業務	1件 1,500円
感染症業務手当	市立病院の職員	感染症の患者等に対する診療等の業務	日額 250円
		感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある場所又は物件の消毒作業	1回 350円
放射線取扱手当	市立病院の職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額 140~300円
救急医療業務手当	市立病院の医師	正規の勤務時間以外の時間、休日等における救急医療の業務	6,000~40,000円 (救急の外来患者に対する入院を伴う診療に従事した時は、1件につき3,000円を加算)
	市立病院の職員		5,000~15,000円
集中治療室業務手当	市立病院の医師	集中治療室における当直中の診察業務	宿直勤務 40,000円 日直勤務 20,000円
休日小児科業務手当	市立病院の医師	休日における小児科の外来患者の診察業務	日額 10,500~21,000円
夜間産科業務手当	市立病院の医師	午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間の分娩に係る業務に従事したとき	1件 30,000円
夜間医療業務手当	市立病院の職員	深夜における看護等の業務	1勤務 2,150~4,100円
特定看護業務手当	市立病院の職員(看護師)	感染管理に関する資格を有する看護師が院内感染の防止に係る業務に従事したとき	日額 2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	165,425千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	448,306円
支給実績(令和4年度決算)	163,571千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	444,486円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員に対して医師免許取得後の期間に応じて支給	異なる	国の制度では、医師又は歯科医師以外の職員を対象とする等支給範囲及び支給が異なる。	124,907千円	1,836,869円
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 満22歳の年度末までの子 11,300円 上記以外の扶養親族 7,800円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 5,500円	異なる	10,000円 6,500円 5,000円	49,176千円	282,620円
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合又は職員が借り受けた住宅に居住していて家賃を支払っている場合に支給 ア 自ら所有する住宅に居住する職員 16,300円 イ 借家又は借間に居住する職員 30,700円限度	異なる	国の制度では、借家・借間のみ支給する。上限28,000円。	80,570千円	254,969円
通勤手当	交通機関又は交通用具によって通勤する職員に支給 ア 交通機関利用者 実費相当額 イ 交通用具使用者 2,000～31,600円	異なる	55,000円を限度 2,000～31,600円	34,439千円	100,405円
管理職手当	管理職の職務に応じて支給(定額) 68,000円～120,000円	異なる	俸給の特別調整額 46,300～139,300円	101,684千円	977,730円
管理職員特別勤務手当	①管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給 1回 6,000～12,000円 *1 規則で定める勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額 *2 勤務に従事した時間が3時間30分未満である場合は、100分の50を乗じて得た額 ②管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日又は休日以外の日の午前0時から5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 1回 3,000～6,000円	異なる	6,000～18,000円 *2については規定なし	182千円	182,000円
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 ア 医師等の宿日直勤務 イ 看護師等の宿日直勤務	異なる	1回 3,500～21,000円 1回 2,000～9,000円	50,060千円	582,087円